

ローン契約規定（金銭消費貸借契約約款）

第1条（適用範囲と借入金の受領方法）

- この約定は借主が青い保証信用金庫（以下「金融機関」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとする。
- この契約による借主の借入金の受領方法は、金融機関における借主名義の預金口座への入金の方法によるものとする。

第2条（元金返済額等の自動支払）

- 借主は、元金金の返済のため、各返済日（返済日が金融機関の休日の場合には、その日の翌営業日、以下同じ）まで毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとする。
- 金融機関は、各返済日に預金通帳、同封返書請求書または封筒より返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金金の返済にあてるものとする。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が滞延することとなります。
- 第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、金融機関は元金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとする。
- 金融機関は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとする。
- 元金金の返済が遅れたときは滞延している元金に対し、年14.60%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払うものとする。

第3条（繰り上げ返済）

- 借主が、この契約による債務の期限前に繰り上げて返済できる日は各返済日とし、この場合には金融機関所定の日までに金融機関へ通知するものとする。
 - 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとする。
 - 借主が繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済日における金融機関所定の手数料を支払うものとする。
 - 一部繰り上げ返済をする場合には、第1項から第3項および下表の①、②、金融機関所定の方法により取扱うものとする。
- なお、同表と異なる取扱いによる場合には、金融機関と協議するものとする。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、契約の通りとし、変わらないものとします。	

第4条（利率の変更）

契約の利率を変更しないものとする。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、金融機関は契約の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたってはあらかじめ書面より通知するものとする。

第5条（担保）

- 借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等の契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ金融機関が相当期間を定めて請求をした場合には、借主は金融機関の承認する担保もしくは担保を提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとする。
- 借主は、担保について現状を変更し、または群馬者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金融機関の承諾を得るものとする。金融機関は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとする。
- 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、金融機関は、法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価格等により金融機関において担保を取立または処分する。その取得金から諸費用を差し引いた差額を金融機関の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとする。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主が直ちに弁済するものとし、取得金と余額が生じた場合には金融機関はこれを権利者に返還するものとする。
- 借主が金融機関へ提供した担保について、事変、災害、輸送中の事故等やをえぬし、事情によって損害が生じた場合には、金融機関が責任を負わなければならない事由によることを除き、その損害は借主が負担するものとする。

第6条（期限前の全額返済義務）

- 借主がこの契約による債務の返済を滞延し、金融機関から書面より督促しても、次の返済日まで元金金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
- 次の各号の場合には、借主は、金融機関からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、契約の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
 - 借主が金融機関との取引上の他の債権について期限の利益を失ったとき。
 - 第5条第1項もしくは第2項または第11条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権決済機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更の届け出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって金融機関に借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が金融機関に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号の①、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき金融機関が認めたとき。
- 第2項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が滞着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期限の利益が失われたものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ持続しわたったことも該当しないことを確認した事項。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは群馬者の不正の利益を図る目的または群馬者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または更便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - 借主または保証人は、自らまたは群馬者を利用して次の各号の①〜⑥でも該当する行為を行っていないことを確認した事項。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて金融機関の信用を毀損し、または金融機関の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
 - 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれにも該当し、もしくは前項各号のいずれにも該当する行為をし、または第1項の規定にもづく表明・確認に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は金融機関から請求があり次第、金融機関に対するいさひの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- なお、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が金融機関からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が滞着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期限の利益が失われた

- ものとする。
- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、金融機関ごんらんの請求をしません。また、金融機関ご損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第8条（金融機関からの保証）

- 金融機関は、この契約による債務のうち各返済日に到来したもの、または第6条によって返済しなかったもの、この契約による借主の債務全額と、借主の金融機関に対する預金、定期預金、その他の債権とを、その債権の期限の満了にかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面より借主に通知するものとする。
- 金融機関が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。

第9条（借主からの相殺）

- 借主は、期限の到来している借主の預金、定期預金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 借主が第1項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとする。この場合、金融機関所定の日までに金融機関へ書面より相殺の通知をするものと、預金、定期預金その他の債権の届書、通帳・届出の右欄を押印して直ちに金融機関に提出するものとする。
- 借主が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期預金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期預金規定等の定めによります。
- 本条による相殺計算の結果、借主の債権と残余金（1回の元金返済額に満たない端数金を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第10条（債務の返済等にあてての順序）

- 金融機関が相殺する場合に、借主がこの契約による債務のいかに金融機関に対して直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、金融機関は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとする。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとする。
- 借主から返済または第9条により相殺をする場合、この契約による債務のいかに金融機関に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、金融機関が相当と認める順序により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとする。
- 借主の債務のうち一つでも返済の滞延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により金融機関の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、金融機関は異議なく異議を述べたうえで、相当の期間内に担保・保証の状況を考慮して、金融機関の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、金融機関は借主に充当の順序、結果を通知するものとする。
- 第2項のなお書または第3項によって金融機関が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものととして、金融機関はその順序方法を指定することができるものとします。

第11条（代り証書等の提出）

事変、災害等金融機関の責任によらない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、金融機関の請求によって代り証書等を提出するものとする。

第12条（印鑑照合）

金融機関が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印影と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのためが生じた損害については、金融機関は責任を負わないものとする。

第13条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとする。
 - 借主の借入金、取立、持消または変更の登記に関する費用。
 - 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
 - 借主または保証人に対する権利行使または保全に関する費用。
 - この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印刷代。

第14条（費用の自動支払）

第13条により借主が金融機関へ支払う費用のいかに、金融機関を通じて、金融機関以外の者に支払う費用については、第2条第2項と同様、金融機関は返済用預金口座から払い戻しのうえ、その支払にあてることができるものとする。

第15条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

- 借主は、氏名、住所、戸籍、電話番号、職業その他の金融機関ご届け出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により金融機関に届け出るものとする。
- 借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金融機関からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が滞着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時到達したものとします。

第16条（報告および調査）

- 借主は、金融機関が債権保全上必要と認めて請求をした場合は、金融機関に対して、借主および保証人の信用状態および担保の状況について速報なく報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとする。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、金融機関に対して報告するものとする。

第17条（返済滞滞時の回収業務委託）

借主は、その返済が滞滞した場合には金融機関が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意する。

第18条（債権、権利の譲渡）

- 金融機関は、持来この契約による債権および債権を他の金融機関等に譲渡（以下譲渡を含む）することができるものとする。
- 第1項より債権が譲渡された場合、金融機関が譲渡した債権に際し、譲受人（以下譲受人の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は金融機関に対して、従来どおり、契約の返済方法によって毎回の元金返済額を支払い、金融機関はこれを譲受人に交付することができるものとする。

第19条（個人情報取得に際しての同意）

借主は、別途定めのある「個人情報の取得に際しての同意条項」の内容に同意するものとする。

第20条（合意管轄）

この契約について紛争が生じた場合には、金融機関本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第21条（準拠法）

借主および金融機関は、この契約書に基づく契約準拠法を日本法とすることに合意するものとする。